

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 林野庁 経営課）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（②森林組合等関係）		
税 目	所得税、法人税（措法 10 の 3、42 の 6）		
要 望 の 内 容	<p>〔制度の概要〕 一定の機械装置等対象設備を取得や製作等した場合に、取得価格の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p>〔要望の内容〕 適用期限を 2 年間延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (▲46,300 (—	百万円) 百万円) 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤を強化し、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。

(2) 施策の必要性

適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、本措置を活用し、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、効率的かつ低コストの素材生産を目指す必要がある。

平成31年4月から森林経営管理法が施行され、これに伴い導入された森林管理システムでは、意欲と能力のある林業経営者としての林業経営体や森林組合の役割発揮がこれまで以上に期待されており、安定的な経営基盤の構築が一層求められている。

また、令和2年5月に成立した森林組合法の一部を改正する法律は、販売事業を拡大して森林組合の経営基盤の強化を図ることができるように組織運営に係る制度を見直すものであり、税制面からも引き続き素材生産の低コスト化を図るための林業機械の導入を後押しすることが重要である。

《政策目的の根拠》

○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）

（林業の持続的かつ健全な発展）

第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。

（林業生産組織の活動の促進）

第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

○森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>【政策分野】 林業の持続的かつ健全な発展</p>
		政策の達成目標	<p>本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。</p> <p>〔令和12年の労働生産性〕 主伐 11m³/人・日 間伐 8 m³/人・日</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	主伐 9 m ³ /人・日 間伐 6 m ³ /人・日	
	政策目標の達成状況	<p>林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は長期的には上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7 m³/人・日程度、間伐で4 m³/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置や補助事業を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（件数） 令和5年度：58件（推計） ※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）</p>
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		<p>本措置により、素材生産の低コスト化、効率化が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定した。</p> <p>① 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。</p>	

② ①に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。

③ 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、②の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。

これによると、いずれの年度についても、「増収が期待できる税額（5年分）」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

〔国税及び地方税の税収減是認効果〕 (法人、百万円)

年度 区分		R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)
適用法人数		58	52	65	58	58	58
減税 見込額	国税	62	74	103	80	80	80
	地方税	22	29	38	30	30	30
	計	84	103	141	110	110	110
増収が期待 できる税額	国税	415	305	390	350	350	350
	地方税	54	39	50	45	45	45
	計	469	344	440	395	395	395

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

〔① 国税分〕 (法人、百万円)

年度 区分	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)
適用法人数	58	52	65	58	58	58
減税見込額	62	74	103	80	80	80
期待できる 生産額 (増加分)	1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224
寄与度 (%)	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
増収が期待 できる法人 税額 (5年分)	415	305	390	350	350	350

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

		<p>〔② 地方税分〕 (法人、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>R1 (実績)</th> <th>R2 (実績)</th> <th>R3 (実績)</th> <th>R4 (推計)</th> <th>R5 (推計)</th> <th>R6 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>58</td> <td>52</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>減税見込額</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>38</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>期待できる 生産額 (増加分)</td> <td>1,448</td> <td>1,073</td> <td>1,363</td> <td>1,224</td> <td>1,224</td> <td>1,224</td> </tr> <tr> <td>寄与度 (%)</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>増収が期待 できる地方 法人住民税 額(5年分)</td> <td>54</td> <td>39</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)を基に算出。</p>	年度 区分	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)	適用法人数	58	52	65	58	58	58	減税見込額	22	29	38	30	30	30	期待できる 生産額 (増加分)	1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224	寄与度 (%)	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	増収が期待 できる地方 法人住民税 額(5年分)	54	39	50	45	45	45
年度 区分	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)																																						
適用法人数	58	52	65	58	58	58																																						
減税見込額	22	29	38	30	30	30																																						
期待できる 生産額 (増加分)	1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224																																						
寄与度 (%)	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%																																						
増収が期待 できる地方 法人住民税 額(5年分)	54	39	50	45	45	45																																						
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和4年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業・木材産業成長産業化促進対策(約75億円の内数) ・林業・木材産業金融対策(約7億円の内数) 																																										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、林業・木材産業成長産業化促進対策等の補助、林業・木材産業金融対策の制度金融がある。</p> <p>しかしながら、林業機械等は、次のとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>〔参考：林業機械等の金額〕 フォワーダ(1,500万円前後) ハーベスタ(2,000~3,000万円) プロセッサ(1,500~2,500万円) スイングヤーダ(1,500万円前後) グラップル及びベースマシン(1,500~2,000万円前後) ホイルローダー(1,100~2,000万円前後) タワーヤーダ(1,500~2,000万円) グレーダー(2,500万円前後) 森林GIS一式(200~300万円前後) 出典：メーカー聞き取り調査結果</p>																																										
要望の措置の妥当性	<p>当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。</p> <p>また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、林業経営の効率化が図られる。</p>																																											

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和元年度：58件 令和2年度：52件 令和3年度：65件</p> <p>【減収額】 令和元年度：62百万円 令和2年度：74百万円 令和3年度：103百万円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11</p> <p>適用件数：（特別償却）22,894件 （税額控除）26,166件</p> <p>適用額：（特別償却）199,866百万円 （税額控除）16,266百万円</p> <p>※令和2年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量も H16：2,681 千m³ から、H25：4,520 千m³、R2：6,256 千m³ へと着実に拡大している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。</p> <p>〔令和12年の労働生産性〕 主伐11～13m³/人・日 間伐8～10m³/人・日</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>達成目標の実現状況であるが、素材生産の労働生産性については、平成30年度令和2年度実績で所期の目標に対する達成度合は、6割程度となっている。</p> <p>生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件によって影響を受けるが、森林組合等は森林の公益的機能の発揮等のために効率性の悪い場所も施業を行う必要があることから、目標を達成できていない要因の一つと考えられる。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成10年度 創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 [普通自動車：車両重量8t以上→3.5t以上]</p> <p>平成12年度 1年間の延長 [平成13年5月までの適用期限の延長]</p> <p>平成13年度 10ヵ月の延長 [平成14年3月までの適用期限の延長]</p> <p>平成14年度 2年間の延長 [対象設備（機械・装置）の取得価額引き下げ] 取得：230万円以上→160万円以上 リース：300万円以上→210万円以上</p> <p>平成16年度 2年間の延長 [対象設備（器具・備品）の取得価額引き上げ] 取得：100万円以上→120万円以上 リース：140万円以上→160万円以上</p> <p>平成18年度 2年間の延長 対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外]</p>	

平成 20 年度	2 年間の延長
平成 22 年度	2 年間の延長
平成 24 年度	2 年間の延長 〔対象設備（器具・備品）に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕
平成 26 年度	3 年間の延長 〔生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置を拡充〕
平成 29 年度	上乘せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長
令和元年度	2 年間の延長
令和 3 年度	2 年間の延長